

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第十四号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の三十二の五の項の次に次のように加える。

三十二の六 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査

イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第三項第四号の規定に適合することについての審査  
畜舎等（床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。）の床面積の合計が一万平方メートル以下のときは十四万円、一万平方メートルを超え五万平方メートル以下のときは二十四万円、五万平方メートルを超えるときは四十六万円

ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第三項第五号の規定に適合することについての審査

三十二の七 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の規定による畜舎建築利用計画の認定に関する証明書の交付

三十二の八 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第一項の規定に基づく認定畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査

七千円

四百十円

イ 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第四条第三項において準用する同法第三条第三項第四号の規定に適合することについての審査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額（次に掲げる区分のいずれにも該当する場合にあっては、(1)により算定した額と(2)により算定した額との合計額）

(1) 認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画の変更後の床面積が三千平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）の建築等をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の合計が三十平方メートル以下のときは五千円、三十平方メートルを超え百平方メートル以下るときは九千円、百平方メートルを超え二百平方メートル以下るときは一万四千円、二百平方メートルを超

え五百平方メートル以下のときは  
一万九千円、五百平方メートルを  
超え千平方メートル以下のときは  
三万四千円、千平方メートルを超  
え三千平方メートル以下のときは  
四万八千円、三千平方メートルを  
超え一万平方メートル以下のとき  
は十四万円、一万平方メートルを  
超え五万平方メートル以下のとき  
は二十四万円、五万平方メートル  
を超えるときは四十六万円（当該  
計画の変更前の床面積が三千平方  
メートル以下の認定畜舎等の建築  
等をする場合は、それぞれの額に  
十四万円を加算した額）

(2) 認定畜舎等の移転又は修繕をす  
る場合は、認定畜舎建築利用計画  
の変更に係る部分の床面積の二分  
の一を(1)に定める床面積の二分  
の一とみなして(1)により算定した額  
ロ 畜舎等の建築等及び利用の特例に  
関する法律第四条第三項において準  
用する同法第三条第三項第五号の規  
定に適合することについての審査

七千円

四百十円

更の認定に関する証明書の交付	
三十二の十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第一項の規定による工事完了の届出に関する証明書の交付	四百十円
三十二の十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第六条第二項ただし書の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	十二万円
三十二の十二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第一項の規定に基づく認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第二項の規定に基づく認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十四 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第十条第三項の規定に基づく認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査	七千円
三十二の十五 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年 <small>農林水産省 国土交通省</small> 令第六号）第四十八 条第二項の規定に基づく畜舎等の認定の申請に対する審査	二万七千円

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。